

# しんじゅく 創業1丁目

新宿区立高田馬場創業支援センターニュースレター



## NEWS 新型コロナウイルス感染症対策として実施されている支援について①

新型コロナウイルス感染症対策としての不要不急の外出自粛、営業自粛要請などにより、現在事業活動に影響の出ている方が多くいらっしゃいます。事業の継続や経営の安定化を図る支援を国や東京都、新宿区が行っていますので、有効に活用してください。

※情報は随時更新されています。最新の情報については各Webサイトをご確認ください。

### 新宿区の支援 (融資)

#### ・新宿区中小企業向け制度融資 商工業緊急資金(特例)

区内中小企業者が区のおっせんを経て取扱金融機関から融資を受けた場合に、利子及び信用保証料の補助を行う(融資実行の可否は取扱金融機関が決定)

**貸付け限度額:** 500万円以内

**対象者:** 新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、一時的に売上げの減少等、業況悪化をきたしている、または悪化が見込まれ資金繰りが必要となる、区内中小企業者。

**受付期間:** 令和3年3月31日(水)まで

※業況の悪化や業績見込み(売上の減少率等)の程度は問われませんが、区の面談を受ける必要があります。面談は予約制ですのでご注意ください。  
※一部の金融機関では、区の面談を介さず、金融機関へ直接申し込みが出来る「一次受付」も行っています。対象の取扱金融機関に事前に電話連絡をしてお申込みください。

#### 詳細はこちら

[http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01\\_000001\\_00011.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00011.html)

一次受付

[http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01\\_000001\\_00015.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00015.html)



詳細

一次受付

### 東京都の支援 (融資)

#### ・新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

事業活動に影響を受けている都内の中小企業者及び組合の事業継続や経営の安定を図る為、長期かつ低利での融資支援

**運転資金・設備資金:** 最大で2億8,000万円までの融資(組合の場合は最大4億8,000万円)

**対象者:** 都内に事業所を有する中小企業者、または組合

#### 詳細はこちら

[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/007/457/20200305.pdf](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/457/20200305.pdf)

産業労働局金融部金融課 電話: 03-5320-4877



※この他、借換などの制度もあり。詳細は裏面「新型コロナウイルス感染症対策として実施されている支援について②」参照

### 日本政策金融公庫の支援 (融資)

#### ・新型コロナウイルス感染症特別貸付

一時的に売上の減少など業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方への実質無利子・無担保融資。ネット申込、郵送申込に対応。

**融資限度額:** 6,000万円(設備資金及び運転資金)

**対象者:** 次の要件のいずれかを満たす方

- ・最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
- ・業歴3カ月以上1年1カ月末満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - ①過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高
  - ②令和元年12月の売上高
  - ③令和元年10月から12月の平均売上高

#### 詳細はこちら

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)

日本政策金融公庫 新宿支店 国民生活事業 電話: 03-3342-4171



※情報は随時更新されています。最新の情報については各 Web サイトをご確認ください。

## 国の支援

### ・小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組や業務効率化の取組を支援  
※新型コロナウイルス感染症による経営上の影響を受けながらも販路開拓などに取り組む事業者に対して、採択審査において加点措置が講じられます

**補助上限:** 50万円（補助率2/3）※特定の要件を満たした場合は100万円

**対象者:** 全国の小規模事業者など

**受付締切:** 6月5日（金）※今回は第2回。以降第3回が10月2日、第4回が21年2月5日まで

#### 詳細はこちら

日本商工会議所 電話：03-6447-2389

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

全国商工会連合会 [http://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/](http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/) 電話：03-6670-2540



### ・持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して事業全般に広く使える給付金を支給

**支援内容:** 法人は200万円、個人事業者は100万円を上限として、昨年1年間の売上からの減少分を支給

**対象者:** 次の要件をすべて満たす事業者。

- ①2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ②2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月が存在すること
- ③法人の場合は、2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす必要があります。
  - ・資本金の額または出資の総額が10億円未満である
  - ・上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下であること

#### 詳細はこちら

<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/supports/318>

持続化給付金事業 コールセンター 電話：0120-115-570

IP 電話専用回線：03-6831-0613



その他、経済産業省と東京都では新型コロナウイルス感染症に関連した支援内容が検索出来る Web サイトを公開しています。

今回ご紹介した支援以外にも掲載されていますので、こちらも是非ご利用ください。

「新型コロナウイルス感染症関連」（経済産業省）  
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

「東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ」  
<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>



経済産業省



東京都

## 新宿区立高田馬場創業支援センターのご案内

新宿区内でこれから創業を目指す方、創業されて間もない方を対象としたインキュベーションオフィス（シェアオフィス）です。

### 創業支援メニュー

- ・オフィススペースの提供
- ・各種相談（経営・戦略・資金・販促）
- ・コミュニティ連携の機会提供
- ・ビジネスコンビニ機能
- ・利用者交流会の開催

### 主な施設

- ・シェアオフィス（10 席）
- ・個室オフィス（2 室）
- ・会議室兼商談室（18 席）
- ・交流スペース
- ・相談室・資料スペース 等
- ※ 同建物内にございます。新宿消費生活センター分館の会議室（36名）、調理室兼商品テスト室もご利用（有料）になれます。

## お知らせ

### 施設利用者の募集について

新宿区立高田馬場創業支援センターは、新宿区内での創業もしくは創業間もない方又は経営改革を目指す方を支援する施設です。

お申し込みを行う前に、当センターにお越しいただき、必ず施設見学・利用相談をしていただいております。

詳細は、当センターホームページ（<https://incu.shinjuku-center.jp/>）をご覧ください、お気軽にご相談ください。

### 利用（入居）のご案内

ご利用にあたっては、必ず当センターの見学・利用相談を受けてください。そのうえで、必要書類をご提出いただき、事業計画の具体性、実現可能性等を審査し、承認された方に限りご利用いただけます。

■募集期間：募集は定員になり次第終了します。  
募集状況については当センターホームページ等でご確認ください。

- 定 員：32 名
- 利用期間：6カ月間 ※ 3 回まで更新可、最長 2 年間
- 開 館 日：年中無休 ※ 年末年始（12/29～1/3）を除く
- 利用時間：8:30～24:00

#### 《お問合せ》

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1 丁目 32 番 10 号

Tel 03-3205-3031 / Fax 03-3205-1007

Email [incu@shinjuku-center.jp/](mailto:incu@shinjuku-center.jp/) URL <https://incu.shinjuku-center.jp>

新宿区立高田馬場創業支援センター

ニュースレターしんじゅく創業 1 丁目

発行人：田中 健一朗 編集者：加島 嘉代

発行 No：第 2020-049 号 発行日：2020 年 5 月 31 日

指定管理者：有限会社そーほっと